

## 介護保険負担限度額認定申請について（お知らせ）



### 軽減の対象外となる方

住民税非課税世帯であっても、①・②のいずれかに該当する場合は  
**軽減対象外**となります。

- ①世帯分離している配偶者（事実婚を含む）が住民税を課税されている場合
- ②所得状況に応じて決められている預貯金等の資産等の金額※の上限を超える場合（令和3年8月から）

※ 預貯金等の資産等の金額については、裏面をご覧ください。

### <申請時に必要なもの>

- ・本人及び配偶者のすべての預貯金通帳（定期預金も含む）

来庁前に必ず通帳を記帳してください。

役場でコピーを取らせていただきます。

コピーを取られる場合は、通帳の見開きの口座番号等がわかるものと過去3か月の入出金がわかるものを提出してください。

- ・有価証券（証券会社や銀行の口座残高の写し）

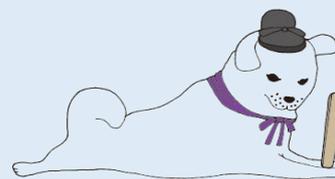
ウェブサイトの写しでも可

- ・被保険者及び配偶者のマイナンバーがわかるもの

- ・被保険者及び配偶者の本人確認できるもの

（写真付のものなら1点 写真なしなら2点）

- ・申請書を提出される方の本人確認できるもの



※偽りその他の不正行為により軽減を受けると、軽減額の返還に加えて最大で軽減額の2倍の加算金が課される場合があります。

### 【問い合わせ先】

王寺町役場 福祉介護課 介護保険係

TEL:0745-73-2001